

神戸市篤志者感謝状授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第26号

神戸市篤志者感謝状授与規則の一部を改正する規則

神戸市篤志者感謝状授与規則（昭和56年4月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「篤志者」とは、公益のために本市に対して負担条件を付さないで100万円以上の金品の寄附をなしたものをいう。<u>ただし、本市が寄附金の受領に伴い返礼品等（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する返礼品等をいう。）を提供するものを除く。</u></p> <p>(感謝状の授与)</p> <p>第3条 市長は、篤志者に対して感謝</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「篤志者」とは、公益のために本市に対して負担条件を付さないで100万円以上の金品の寄附をなしたものをいう。</p> <p>(感謝状の授与)</p> <p>第3条 市長は、篤志者に対して感謝</p>

状を授与する。ただし、感謝状を授与
することが適当でないと認められる
ものを除く。

状を授与する。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。